第90回
定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成28年6月29日（水曜日）
午前10時

開催場所 富山県高岡市駅南1丁目10-16
富山銀行駅南別館2階会議室
（裏表紙のご案内図をご覧ください。）



富山銀行
Bank of Toyama

証券コード：8365

目　次

- 第90回定時株主総会招集ご通知 …… 1
- 事業報告…… 3
- 計算書類…… 20
- 連結計算書類…… 23
- 監査報告書…… 26
- 株主総会参考書類…… 29
  - 第1号議案　剰余金の処分の件 …… 29
  - 第2号議案　監査役3名選任の件…… 30

証券コード8365
平成28年6月8日

株　主　各　位

富山県高岡市守山町22番地
株式会社　富　山　銀　行
取締役頭取　齊　藤　栄　吉

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当行第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時10分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　時　平成28年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場　所　富山県高岡市駅南１丁目10－16
富山銀行駅南別館2階会議室

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第90期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第90期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　監査役３名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1)当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2)当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

①　郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。なお、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

②　電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

③　重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以　上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページ（http://www.toyamabank.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①　計算書類の個別注記表

②　連結計算書類の連結注記表

◎招集通知添付書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当行ホームページ（http://www.toyamabank.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

添付書類

第90期事業報告（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

主要な事業内容

当行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務を行っております。

金融経済環境

当期の国内経済は、新興国経済の減速の影響などによる輸出・生産の鈍さがみられるものの、企業収益が改善する中、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復の動きが続きました。

富山県経済も一部に弱さもみられるものの、新幹線開業効果を背景に緩やかな回復の動きが続きました。企業活動においては、製造業では、医薬品や非鉄金属の生産は堅調に推移し、軸受などの一般機械、輸送機械、鉄鋼、繊維は横ばい、アルミニウム建材、プラスチックは減少しました。非製造業では、情報サービスは横ばい、小売業は全体として堅調に推移しました。

金融面では、期初から短期金利は0.1％、長期金利は0.3％前後で推移しましたが、平成28年1月の日本銀行によるマイナス金利政策の導入以降、市場金利の低下が進行し、期末には短期金利・長期金利とも0％近傍のマイナス圏で推移しました。

当行の業績

このような金融経済環境の中、当行は、第５次中期経営計画「富山銀行ｉプロジェクト“Ｔｈｅ　Ｎｅｘｔ”－もっと夢、もっと富山－」のもと、「郷土愛に満ち、皆さまの「夢」の実現へ向けて応援する銀行」、「常にInnovation（革新）を行い、時代のニーズに対応する銀行」、「個性を尊重し、オーダーメイド型サービスを提供する銀行」の実現に向け、全役職員が一致団結して取組みました。

業容面では、預金は、個人預金および法人預金が順調に増加したことなどから、期末残高は期中5,081百万円増加して437,108百万円となりました。貸出金は、事業性貸出金が増加したことなどから、期末残高は期中6,631百万円増加して281,817百万円となりました。また、有価証券は、金利リスクに配意するとともに安定収益と流動性確保を目的に資金の効率的な運用に努めた結果、期末残高は期中21,370百万円減少して144,908百万円となりました。

業績面では、経常収益は、有価証券関係収益や役務取引等収益が増加したことなどから、前期比473百万円増加して8,327百万円となり、一方、経常費用は、営業経費は低減したものの与信関係費用を積み増したことなどから、前期比95百万円増加して6,640百万円となりました。この結果、経常利益は前期比378百万円増加して1,687百万円となり、これに特別損失、法人税等を加減した当期純利益は前期比178百万円減少して960百万円となりました。

新商品・サービス面では、個人向けインターネットバンキングサービス「とやまダイレクトバンキング」の利便性の向上を図るため、富山銀行間の普通預金と貯蓄預金口座への振込について「24時間365日即時入金」サービスの取扱いを開始したほか、基本手数料についても無料にしました。お客さまの生活応援カードである「とやまカードローン　スピード王ＭＡＸ」では、お客さまがご来店されることなく、パソコンやスマートフォンでご契約いただけるよう利便性の向上を図りました。また、多様化するお客さまニーズにお応えするため、新たな分野の保険商品として「自動車保険」や「ペット保険」の取扱いを開始したほか、住宅ローンや消費者ローン、預かり資産など、各種商品やサービスの充実を図りました。

法人のお客さま向けには、ネット通販事業を新たに検討される企業や個人事業主の方を対象に、楽天株式会社との業務提携により、新しい販売チャネルとして「楽天市場」への出店支援を行いました。また、海外ビジネスの支援として、独立行政法人　日本貿易保険と貿易保険業務の委託に関する契約を締結しました。「貿易保険」の活用をご提案することで、お客さまの海外事業展開の可能性を広げ、海外市場への販路拡大をご支援しました。このほか、中小企業事業者や住宅ローンをご利用のお客さまのご要望にきめ細かく迅速に対応するために「融資相談窓口」の休日開催や、医療・介護事業者向けの経営講座、事業承継や助成金・補助金等の説明会の開催など、各種コンサルティングにも積極的に取組んで参りました。

店舗面では、北陸新幹線開業に伴う富山県と首都圏との交流人口の増加を踏まえ、平成27年4月に「アフターサービス共同窓口」を東京駅前に設置し、転勤等で首都圏に在住されるお客さまに、住所変更や通帳記帳などの受付業務の取扱いを開始しました。また、平成27年11月には小杉支店を移転新築オープンしました。新店舗は、「電子ポスター」や「デジタル広告」などの最新機器を導入したほか、「全自動貸金庫」や保険の見直しや資産運用・相続相談ができる「とやま保険プラザ小杉」を併設し、ライフサイクルに合わせたコンサルティング機能の拡充も図りました。なお、店舗数につきましては、異動がなく38か店であります。

企業の社会的責任（ＣＳＲ）を果たすための活動として、引き続き、全店一斉地域清掃活動や、小学生向け「夢作文」募集、「高岡・山町ポエム大賞」の開催などに取組みました。このほか、「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」の受け入れによる、時代を担う子供たちへの金融教育や夢を育む活動への取組み、「富山県地域包括ケア活動実践団体」の登録による、地域のご高齢者をご支援する活動への取組み、「スーパークールビズ」などの実施による、節電や地球温暖化防止への活動にも積極的に取組んで参りました。

当行は、平成27年10月に東京証券取引所市場第一部に上場しました。これもひとえに、株主の皆さまをはじめ、関係者の皆さまの温かいご支援・ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。今後も皆さまのご期待にお応えできるよう、更なる業容の拡大と企業価値の向上を目指していく所存でございますので、引き続きご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少に加え、グローバル化の進展、地域間格差の拡大、マイナス金利政策の導入など、ますます厳しさを増しております。また、IT技術を使った「FinTech」の推進に向けた規制緩和も議論され、新たな金融サービスの進化にも直面しております。

こうした中、当行は、第５次中期経営計画「富山銀行ｉプロジェクト　“Ｔｈｅ　Ｎｅｘｔ”―もっと夢、もっと富山―」のもと、①顧客戦略（構造変化に順応した営業力の強化）、②店舗戦略（効率的な営業体制の構築）、③経営基盤戦略（筋肉質な経営体質の構築）の３つを掲げ、地域における金融システムの担い手として、貯蓄の地産地消やソリューション提供力の強化など、引続き地域密着型金融を推進するとともに、資産内容等健全性確保や金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及び各種リスク管理の態勢強化に努めて参ります。

今後も引続き役職員一同努力する所存でございますので、一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預金	4,094	4,152	4,320	4,371
定期性預金	2,751	2,731	2,761	2,729
その他	1,343	1,420	1,558	1,641
貸出金	2,820	2,740	2,751	2,818
個人向け	552	542	541	542
中小企業向け	1,400	1,285	1,308	1,340
その他	867	913	901	935
有価証券	1,404	1,536	1,662	1,449
国債	472	515	565	540
その他	931	1,021	1,097	908
総資産	4,419	4,516	4,762	4,779
内国為替取扱高	12,898	13,151	13,035	12,839
外国為替取扱高	166百万ドル	117百万ドル	100百万ドル	72百万ドル
経常利益	271百万円	716百万円	1,308百万円	1,687百万円
当期純利益	325百万円	699百万円	1,139百万円	960百万円
1株当たりの当期純利益	5円98銭	12円87銭	209円67銭	176円81銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。
3. 平成27年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たりの当期純利益は、平成26年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(ご参考)
企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	102	108	98	102
経常利益	2	7	14	18
親会社株主に帰属する当期純利益	3	7	12	10
包括利益	50	18	67	△15
純資産額	264	280	345	327
総資産	4,449	4,551	4,794	4,813

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	333人	324人
平均年齢	41年0月	41年9月
平均勤続年数	17年4月	18年0月
平均給与月額	348千円	353千円

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
高岡市内	8店	うち出張所 (――)	8店	うち出張所 (――)
富山市内	13店	(――)	13店	(――)
その他の市町村	17店	(――)	17店	(――)
合計	38店	(――)	38店	(――)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を32か所（前年度末36か所）設置しております。

ロ 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	429

(注)　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内　容	金　額
小杉支店移転に伴う店舗取得等	365

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
富山リース株式会社	富山県富山市桜橋通り5－13	各種設備リース業	昭和56年3月27日	百万円 20	% 53.00	―
富山保証サービス株式会社	富山県高岡市守山町22番地	信用保証業	昭和62年9月21日	百万円 20	% 40.00	―

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

5. 株式会社セブン銀行との提携により、現金自動設備の現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
7. 金沢信用金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（平成27年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
齊藤栄吉	代表取締役頭取	—	—
五十嵐郁夫	常務取締役 富山支店長	—	—
岡部一浩	常務取締役 営業統括部長	—	—
橋本広典	取締役 審査部長	—	—
森永利宏	取締役 経営企画室長兼総合企画部長	—	—
塩谷信也	取締役 魚津支店長	—	—
恒田克	取締役 証券国際部長	—	—
折谷吉治	取締役（社外）	—	—
大村啓三	取締役（社外）	大村啓三公認会計士事務所代表	—
大熊知博	常勤監査役	—	—
新田八朗	監査役（社外）	日本海ガス株式会社代表取締役社長 株式会社サプラ代表取締役会長 太閤山観光株式会社代表取締役社長	—
吉原節夫	監査役（社外）	—	—
島邦男	監査役	—	—

（注）1. 大村啓三氏は、平成27年６月26日開催の第89回定時株主総会において、取締役に選任され就任いたしました。
2. 社外取締役折谷吉治氏及び大村啓三氏並びに社外監査役吉原節夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支給人数	報　酬　等
取　締　役	9 人	90
監　査　役	4 人	16
計	13 人	106

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載しております。
3. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人給与及び使用人賞与35百万円を支払っております。
4. 定款又は株主総会で定められた取締役の報酬限度額は年額150百万円であります。
5. 定款又は株主総会で定められた監査役の報酬限度額は年額32百万円であります。

(3) 責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
折　谷　吉　治 (社外取締役)	会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
大　村　啓　三 (社外取締役)	同　上
新　田　八　朗 (社外監査役)	同　上
吉　原　節　夫 (社外監査役)	同　上
島　　邦　男 (監査役)	同　上

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼 職 そ の 他 の 状 況
折 谷 吉 治 (社外取締役)	―
大 村 啓 三 (社外取締役)	大村啓三公認会計士事務所代表であり、同事務所との間に特別な関係はありません。
新 田 八 朗 (社外監査役)	日本海ガス株式会社代表取締役社長、株式会社サプラ代表取締役会長、太閤山観光株式会社代表取締役社長であり、３社とは通常の銀行取引があります。
吉 原 節 夫 (社外監査役)	―

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 そ の 他 の 活 動 状 況
折 谷 吉 治 (社外取締役)	１年９か月	当期開催の取締役会12回のうち12回出席	金融業務に関する豊富な経験と高い見識を有する立場から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
大 村 啓 三 (社外取締役)	９か月	就任後開催の取締役会10回のうち10回出席	公認会計士としての財務・会計の専門知識や上場金融機関監査等の豊富な経験を有する立場から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
新 田 八 朗 (社外監査役)	13年９か月	当期開催の取締役会12回のうち10回、また、監査役会12回のうち10回出席	企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
吉 原 節 夫 (社外監査役)	６年９か月	当期開催の取締役会12回のうち12回、また、監査役会12回のうち12回出席	高度な法的知識と幅広い見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	6	―

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数　発行可能株式総数　12,000千株
発行済株式の総数　5,444千株

（注）1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成27年６月26日開催の第89回定時株主総会決議により、平成27年10月１日付で普通株式10株を１株とする株式併合に関する定款変更を行いました。優先株式に関する条項の削除に伴い、発行可能株式総数は108,000千株減少し、普通株式12,000千株となっております。また、発行済株式の総数は48,999千株減少し、5,444千株となっております。

(2) 当年度末株主数　3,434名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社北陸銀行	233千株	4.30%
株式会社ホクタテ	178	3.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	162	2.99
トナミホールディングス株式会社	161	2.96
三協立山株式会社	140	2.58
富山銀行従業員持株会	137	2.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	127	2.35
株式会社北國銀行	110	2.02
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	100	1.84
日本海ガス株式会社	95	1.75

（注）1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（11千株）を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４および信託口）の所有株式は、当該銀行の信託業務に係るものであります。

5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　田光完治 指定有限責任社員　大村真敏	28	・当行監査役会は、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。 ・当行の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止３カ月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）の処分を受けました。

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき報酬等の合計金額は28百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

（業務の適正を確保するための体制の概要）

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全役職員が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範として、行員倫理規定等のコンプライアンス規定を定めると共に、その実践にあたってコンプライアンス・マニュアルを制定して指針とし、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、顧客保護等を含めた法令等遵守の徹底を図る。

実効性向上のため、取締役会で年度毎にコンプライアンス・プログラムを承認し、態勢強化に努めると共に、実施状況を経営管理委員会がチェックし、取締役会に報告する。

コンプライアンス問題発生時には、その内容等について各部署のコンプライアンス担当者並びに責任者から主管部へ、主管部から経営管理委員会へ、経営管理委員会から取締役会へ報告する体制とする。また、全役職員がコンプライアンス上問題のある事項について直接報告できる体制として内部通報制度を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書保存規定等を定め、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を文書等に記録し、保存及び管理する。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行のリスクを網羅的・統合的に管理するために内部管理基本方針を定め、リスクカテゴリー毎の管理方針や管理部署を明確化すると共に、管理部署においてリスクの種類や特性に対応した適切な管理を行う。

災害や障害等の不測の事態や危機発生時に備え、「業務継続に関する基本方針」を定め、危機管理体制の整備を行う。

総合企画部リスク統括室を統合的リスク管理部門とし、各リスクの管理態勢及び運営状況を統合的にチェックすると共に、経営管理委員会をリスク管理に関する全行横断的かつ統括的な審議・協議機関とし、リスク全般に亘り管理状況を取り纏めて定期的に取締役会に報告する。

また、監査部は、リスク管理態勢全般に亘り監査を実施し、その結果を取り纏めて定期的に取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は中期経営計画に基づき毎年総合予算計画及び業務運営方針を定め、経営目標を明確化すると共に、その進捗状況を中計フォローアップ委員会で定期的に検証し、取締役会へ報告する。

日常の職務執行に際しては、組織規定に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

業務執行の機動性を高めるため毎週常勤役員会を開催し、各部の重要案件の審議、報告を行う。また、取締役会規則を定め、付議基準を明確化すると共に議題に関する資料の充実を図って審議内容の深度を高める。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は、当行グループの業務の適正を確保するため子会社各社に取締役及び監査役を派遣し、内部統制の強化に努めると共に、子会社に対する管理方針や報告体制等を定めた、「関係会社管理規程」を制定し、管理態勢を整備する。

当行のコンプライアンス体制、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図る。子会社は、各種規定を定め、執行状況について各リスク等の管理部署の要請に応じ報告する。

当行及び子会社は、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が適切に整備・運用される体制を整備する。

また、当行監査部は、コンプライアンス態勢、顧客保護等管理態勢及び各種リスク管理態勢などの内部監査をグループ全体に実施し、定期的に取締役会に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は、監査役を補助すべき使用人を監査部に置き、監査役はこの使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。

また、監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の意見を尊重する。

(7) 当行及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及び子会社の取締役及び使用人は、法律に定める事項について監査役に報告すると共に、

各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。報告者は、情報提供を理由として不利な取扱いを受けることはない。
　また、監査役が取締役会ほか常務会、各種委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を表明できる体制とする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役会は、頭取、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
　監査役会は、必要に応じ、銀行の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）
　当行グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制
　当行は、当行及び子会社の全役職員に対し、コンプライアンス・プログラムに基づき、その階層に応じて必要な行内教育、指導を実施し、コンプライアンスマインドの醸成を徹底しております。また、当行は内部通報制度による相談・通報体制を構築しており、子会社もこの相談・通報体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(2) リスク管理体制
　当行は、内部管理基本方針において、リスクカテゴリー毎の管理方針や管理部署を明確化し、管理部署において、リスクの種類や特性に対応した適切な管理を行っております。総合企画部リスク統括室は、各リスクの管理態勢及び運営状況をチェックするとともに、定期的に開催される経営管理委員会でのリスク全般に亘る管理状況を取締役会に報告しております。
　また、監査部は、リスク管理態勢全般に亘り監査を実施し、その結果を取り纏めて定期的に取締役会に報告しております。

(3) 取締役の職務執行
　当行は、原則として月に１回の定例取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項及び経営上重要な決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、常勤役員会を毎週開催し、各部の重要案件について審議・報告を行い、取締役会規則に定めるものは取締役会で決議しております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を12回開催しております。

(4) グループ管理体制

当行は、当行グループの業務の適正を確保するために、子会社各社に取締役及び監査役を派遣しているほか、「関係会社管理規程」を定め、子会社から報告または書類の提出を受けております。

また、当行監査部は、「内部監査規程」等に基づき、子会社の内部監査を実施し、定期的に取締役会に報告しております。

(5) 監査役の監査体制

当行は、監査役を補助すべき使用人を監査部に配しており、監査役はこの使用人に必要な事項を命令し、監査業務を行っております。

監査役は、取締役会、常務会及び各種委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じて発言を行うとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当行取締役及び使用人に説明を求めております。また、原則として月に1回の監査役会を開催しているほか、頭取及び監査法人と定期的に意見交換を開催しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

第90期末（平成28年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	**44,528**	**預金**	**437,108**
現金	4,412	当座預金	26,858
預け金	40,115	普通預金	126,938
有価証券	**144,908**	貯蓄預金	5,982
国債	54,031	通知預金	2,305
地方債	13,723	定期預金	266,168
社債	45,451	定期積金	6,797
株式	11,995	その他の預金	2,058
その他の証券	19,706	**借用金**	**500**
貸出金	**281,817**	借入金	500
割引手形	5,375	**その他負債**	**2,825**
手形貸付	13,551	未払法人税等	577
証書貸付	225,351	未払費用	203
当座貸越	37,539	前受収益	185
外国為替	**825**	給付補填備金	3
外国他店預け	825	リース債務	130
その他資産	**1,955**	資産除去債務	12
未収収益	504	その他の負債	1,713
金融派生商品	4	**賞与引当金**	**112**
その他の資産	1,446	**退職給付引当金**	**468**
有形固定資産	**4,897**	**睡眠預金払戻損失引当金**	**28**
建物	1,306	**偶発損失引当金**	**113**
土地	3,313	**繰延税金負債**	**2,971**
リース資産	124	**再評価に係る繰延税金負債**	**549**
その他の有形固定資産	153	**支払承諾**	**1,857**
無形固定資産	**309**	**負債の部合計**	**446,534**
ソフトウェア	289	**（純資産の部）**	
その他の無形固定資産	19	**資本金**	**6,730**
前払年金費用	**363**	**資本剰余金**	**5,690**
支払承諾見返	**1,857**	資本準備金	5,690
貸倒引当金	**△3,557**	その他資本剰余金	0
		利益剰余金	**8,592**
		利益準備金	1,429
		その他利益剰余金	7,162
		別途積立金	6,000
		繰越利益剰余金	1,162
		自己株式	**△41**
		株主資本合計	**20,971**
		その他有価証券評価差額金	**9,227**
		土地再評価差額金	**1,170**
		評価・換算差額等合計	**10,398**
		純資産の部合計	**31,370**
資産の部合計	**477,904**	**負債及び純資産の部合計**	**477,904**

第90期 （平成27年４月１日から平成28年３月31日まで） 損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**8,327**
資金運用収益	**6,121**	
貸出金利息	3,826	
有価証券利息配当金	2,254	
コールローン利息	2	
預け金利息	35	
その他の受入利息	2	
役務取引等収益	**1,203**	
受入為替手数料	261	
その他の役務収益	942	
その他業務収益	**12**	
外国為替売買益	12	
国債等債券売却益	0	
その他経常収益	**989**	
償却債権取立益	59	
株式等売却益	786	
その他の経常収益	143	
経常費用		**6,640**
資金調達費用	**209**	
預金利息	208	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**417**	
支払為替手数料	45	
その他の役務費用	372	
営業経費	**5,207**	
その他経常費用	**805**	
貸倒引当金繰入額	695	
貸出金償却	38	
株式等売却損	0	
その他の経常費用	70	
経常利益		**1,687**
特別利益	**—**	**—**
特別損失		**11**
固定資産処分損	11	
税引前当期純利益		**1,675**
法人税、住民税及び事業税	**706**	
法人税等調整額	**7**	
法人税等合計		**714**
当期純利益		**960**

第90期 （平成27年４月１日から平成28年３月31日まで） 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	6,730	5,690	—	5,690	1,429	5,000	1,473	7,903
当期変動額								
剰余金の配当							△271	△271
別途積立金の積立						1,000	△1,000	—
当期純利益							960	960
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	0	0	—	1,000	△311	688
当期末残高	6,730	5,690	0	5,690	1,429	6,000	1,162	8,592

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△38	20,285	11,700	1,141	12,842	33,127
当期変動額						
剰余金の配当		△271				△271
別途積立金の積立						
当期純利益		960				960
自己株式の取得	△2	△2				△2
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△2,473	29	△2,444	△2,444
当期変動額合計	△2	686	△2,473	29	△2,444	△1,757
当期末残高	△41	20,971	9,227	1,170	10,398	31,370

連結貸借対照表（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	44,753	預金	436,714
有価証券	144,964	借用金	2,534
貸出金	280,549	その他負債	3,151
外国為替	825	賞与引当金	114
リース債権及びリース投資資産	3,644	退職給付に係る負債	480
その他資産	2,993	役員退職慰労引当金	8
有形固定資産	4,859	睡眠預金払戻損失引当金	28
建物	1,306	偶発損失引当金	113
土地	3,313	繰延税金負債	2,967
リース資産	5	再評価に係る繰延税金負債	549
その他の有形固定資産	233	支払承諾	1,857
無形固定資産	314	負債の部合計	448,520
ソフトウェア	293	（純資産の部）	
その他の無形固定資産	20	資本金	6,730
退職給付に係る資産	363	資本剰余金	6,244
繰延税金資産	22	利益剰余金	8,823
支払承諾見返	1,857	自己株式	△41
貸倒引当金	△3,838	株主資本合計	21,758
		その他有価証券評価差額金	9,225
		土地再評価差額金	1,170
		退職給付に係る調整累計額	△8
		その他の包括利益累計額合計	10,387
		非支配株主持分	643
		純資産の部合計	32,788
資産の部合計	481,308	負債及び純資産の部合計	481,308

連結損益計算書 （平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**10,244**
資金運用収益	**6,101**	
貸出金利息	3,805	
有価証券利息配当金	2,255	
コールローン利息及び買入手形利息	2	
預け金利息	35	
その他の受入利息	2	
役務取引等収益	**1,238**	
その他業務収益	**1,915**	
その他経常収益	**989**	
償却債権取立益	59	
その他の経常収益	930	
経常費用		**8,438**
資金調達費用	**232**	
預金利息	208	
借用金利息	23	
役務取引等費用	**406**	
その他業務費用	**1,734**	
営業経費	**5,257**	
その他経常費用	**807**	
貸倒引当金繰入額	694	
その他の経常費用	112	
経常利益		**1,806**
特別利益	**—**	**—**
特別損失		**11**
固定資産処分損	11	
税金等調整前当期純利益		**1,794**
法人税、住民税及び事業税	**713**	
法人税等調整額	**10**	
法人税等合計		**723**
当期純利益		**1,070**
非支配株主に帰属する当期純利益		**68**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,002**

連結株主資本等変動計算書 （平成27年 4 月 1 日から 平成28年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,730	5,690	8,093	△38	20,475
当期変動額					
剰余金の配当			△271		△271
親会社株主に帰属する当期純利益			1,002		1,002
連結子会社株式の取得による持分の増減		554			554
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	554	730	△2	1,283
当期末残高	6,730	6,244	8,823	△41	21,758

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11,701	1,141	103	12,946	1,153	34,575
当期変動額						
剰余金の配当						△271
親会社株主に帰属する当期純利益						1,002
連結子会社株式の取得による持分の増減						554
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,476	29	△112	△2,559	△510	△3,069
当期変動額合計	△2,476	29	△112	△2,559	△510	△1,786
当期末残高	9,225	1,170	△8	10,387	643	32,788

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

株式会社　富　山　銀　行
　　取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　光　完　治　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　村　真　敏　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社富山銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

株式会社　富　山　銀　行
　　取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　光　完　治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　村　真　敏　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社富山銀行の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富山銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月11日

株式会社　富山銀行　監査役会

常勤監査役　大　熊　知　博　㊞

監　査　役　新　田　八　朗　㊞

監　査　役　吉　原　節　夫　㊞

監　査　役　島　　邦　　男　㊞

（注）監査役 新田八朗及び監査役 吉原節夫は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第90期の期末配当につきましては、安定的な配当を維持する方針に基づき、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式１株につき金25円　総額135,813,850円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	500,000,000円

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役 大熊知博氏、新田八朗氏および島邦男氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1	大熊 知博（おおくま ともひろ） （昭和20年10月12日生）	昭和43年４月　当行入行 平成８年４月　当行富山支店長 平成12年２月　当行資金証券部長兼営業企画部長 平成12年６月　当行取締役資金証券部長兼営業企画部長 平成12年10月　当行取締役資金証券部長兼国際部長 平成14年２月　当行取締役証券国際部長 平成16年６月　当行常務取締役証券国際部長、審査部担当 平成20年６月　当行専務取締役、審査部・証券国際部担当、呉東地区統括 平成22年６月　当行専務取締役、審査部担当、総合地区統括 平成23年６月　当行専務取締役、証券国際部担当、呉東地区統括 平成25年６月　当行専務取締役、証券国際部担当 平成25年11月　当行専務取締役審査部長、証券国際部担当 平成26年６月　当行常勤監査役（現任）	普通株式 3,845株
	《監査役候補者とした理由》 当行において審査部門のほか、市場金融部門、経理部門などに携わるなど、豊富な業務経験と幅広い知見を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を活かすことにより、監査役として取締役の職務執行の監査を的確・公正に遂行でき、引続き当行の経営に貢献できる人物と判断し、監査役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
2	新田八朗（にった はちろう） (昭和33年8月27日生)	昭和58年 2月　日本海ガス株式会社入社 昭和60年 3月　同社取締役 昭和62年 3月　同社常務取締役 平成 元年 3月　同社代表取締役専務 平成12年 1月　同社代表取締役社長（現任） 平成14年 6月　当行監査役（現任） 平成15年 3月　株式会社サプラ代表取締役会長（現任） 平成25年 7月　太閤山観光株式会社代表取締役社長（現任）	普通株式 1,000株
	《社外監査役候補者とした理由》 日本海ガス株式会社の取締役社長として長年企業経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有し、地域経済にも精通しております。こうした経験や知見を引続き社外監査役として、当行の経営に活かしていただくため、監査役候補者としました。		
3	島邦男（しま くにお） (昭和24年9月29日生)	昭和48年 4月　当行入行 平成 9年 4月　当行庄川支店長 平成11年 2月　当行野村支店長 平成14年 2月　当行事務部長 平成16年 4月　当行経営管理部長 平成16年 6月　当行取締役経営管理部長 平成18年 6月　当行取締役監査部長 平成21年 2月　当行取締役事務部長 平成21年 6月　当行常務取締役事務部長、総合企画部担当 平成22年 6月　当行常務取締役事務部長 平成26年 6月　当行監査役（現任）	普通株式 3,363株
	《監査役候補者とした理由》 当行において経理部門のほか、事務管理部門、監査部門などに携わるなど、豊富な業務経験と財務・会計分野に適切な知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、監査役として取締役の職務の執行の監査を的確・公正に遂行でき、引続き当行の経営に貢献できる人物と判断し、監査役候補者としました。		

（注）1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 新田八朗氏は、社外監査役候補者であります。
3. 新田八朗氏の当行社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって14年となります。
4. 当行は、新田八朗、島邦男の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する限度額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。

以　上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1．インターネットによる議決権行使について

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は(株)ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

（2）パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（4）インターネットによる議決権行使は、平成28年６月28日（火曜日）の午後５時10分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

（1）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
（3）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

＜インターネットによる議決権行使のシステム等に関するお問い合わせ＞
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
電　話　0120－173－027（フリーダイヤル）
受付時間　９：00～21：00

以　上

〈メ　モ　欄〉

第90回定時株主総会会場ご案内図

会　場

富山銀行駅南別館2階会議室

富山県高岡市駅南1丁目10-16　TEL：0766－26－5742

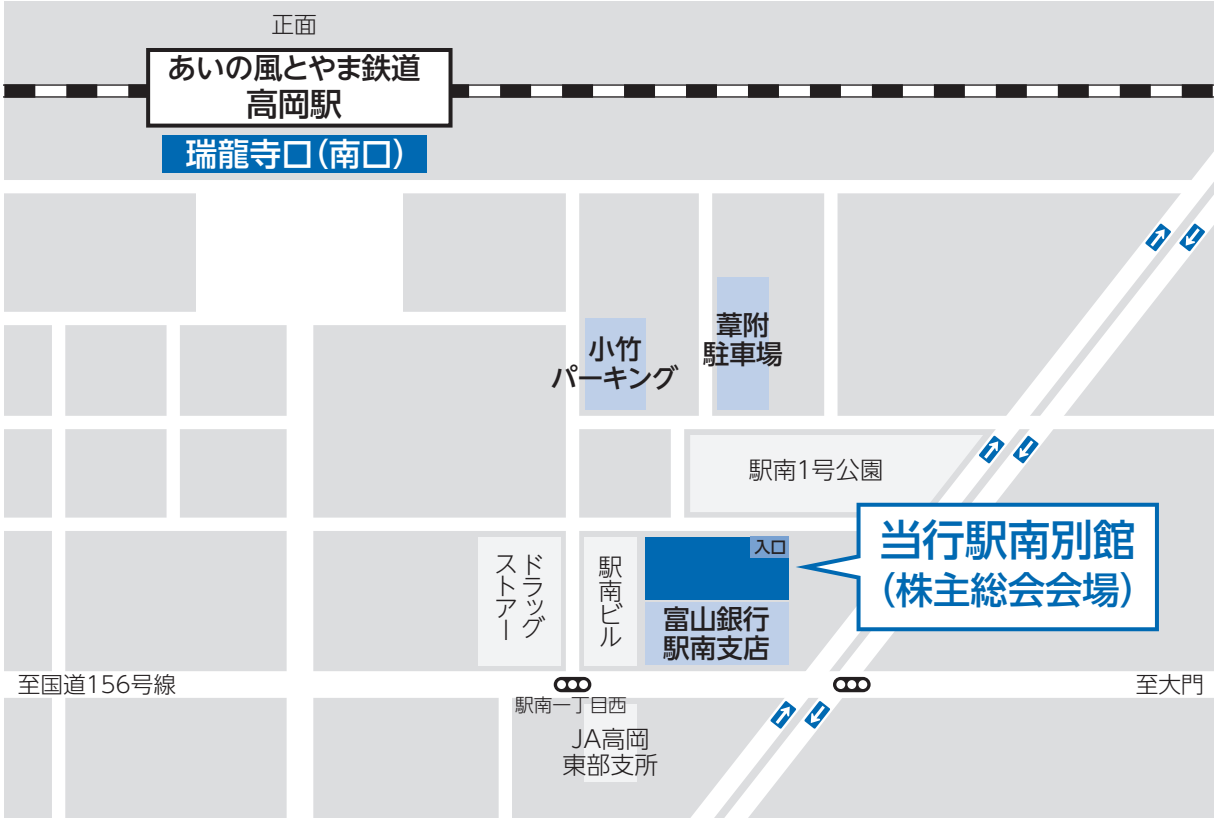

交通のご案内

あいの風とやま鉄道高岡駅　瑞龍寺口（南口）より **徒歩2分**

駐車場は、**小竹パーキング**、**葦附駐車場**をご利用ください。
(ご利用された際は会場受付にてお申し出ください。)